

喜多見駅狛江市側改札口周辺まちづくり協議会

会則

第1章 総則

(名称)

第一条 この会は、喜多見駅狛江市側改札口周辺まちづくり協議会と称する。

(会員資格)

第二条 この会は、下記に掲げる者を会員とする。

1. 喜多見駅周辺地域に在住、在勤、在学、企業・教育・団体活動を行っている者とする。
2. 加入方法は、事業への参加、署名参加、事務局への問い合わせなどの方法で会員を募集する。尚、加入していない区域の住民、団体も、喜多見に関わっている事を条件に参加可能とする。

(目的)

第三条 この会は、地域住民により、喜多見駅狛江市側改札口を中心に、より良い喜多見駅周辺の住環境・交通環境、にぎわい、発展を考え推進することを目的とする。

(事業)

第四条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 喜多見駅改札口誘致と周辺の安心安全に関すること
2. 喜多見駅改札口誘致と周辺の賑わいに関すること
3. 防災公園の模索に関すること

(所在地)

第五条 この会の事務局は、狛江市岩戸北2-20-4に置く。

第2章 役員

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	4名
理事	若干名
事務局長	1名
会計	1名
会計監査役	1名

(役員を選任)

第七条 会長ならびに会計監査役は、年ごとに総会において選出するものとし、会長が副会長、および理事を指名する。事務局長職は会長指名とし、役職を兼務できることとする。

(役員の職務)

第八条 会長は、本会を総括代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に支障が生じた時には、職務を代行する。

理事は、分担して会務を処理する。

第3章 運 営

(総会)

第九条 総会は、本会の議決機関であり、会の運営に関わる事項を決定する。

(総会の招集)

第十条 定期総会は、年1回開催し、会長が招集する。

臨時総会は、会長が必要と認めた場合、もしくは、副会長及び理事の過半数が必要と認めた場合に開催することができる。

(役員会)

第十一条 会長は必要に応じ役員会を開催し、必要な事項をなすものとする。

(本会の会計)

第十二条 本会の運営経費は、市からの補助金、及び必要と認められた場合に会員、もしくは一般より徴集した寄付金その他の収入をもって賄う。

(会費)

第十三条 本会の会費は現時点では、設けないこととする。

入会金	0円
年会費	2,000円

(監査)

第十四条 会計担当者は、決算内容につき会計監査役の監査を受けた後、決算報告と次年度予算案を総会に提示し承認を得るものとする。

(会計年度)

第十五条 本会の会計年度は毎年4月1日から3月末日までとする。

第4章 付 則

(会則の改定)

第十六条 本会則は総会出席者の過半数の議決により、改定することができる。

(その他の規定)

第十七条 本会の運営に関わる規定は、役員会において定めることができる。ただし定めた規定について、直後の総会に報告しなければならない。

(会則の施行)

第十八条 本会則は初回会議において議決し、同日施行する。

以上

令和5年8月2日現在